○和歌山県情報公開・個人情報保護審議会設置条例

令和2年12月24日 条例第60号

改正 令和5年3月14日条例第4号

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 設置及び組織(第2条―第8条)

第3章 審議会の調査審議の手続(第9条―第16条)

第4章 雑則(第17条・第18条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、和歌山県情報公開・個人情報保護審議会の設置及び組織並びに調査 審議の手続等について定めるものとする。

第2章 設置及び組織

(設置)

- 第2条 次に掲げる事務を行うため、和歌山県情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。
 - (1) 和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条例第2号。以下「情報公開条例」という。)第20条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
 - (2) 前号に掲げる事務のほか、情報公開に関する重要事項について、情報公開条例第2 条第1項に規定する実施機関の諮問に応じて調査審議し、及び建議すること。
 - (3) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関として、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。第9条において「個人情報保護法」という。)第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
 - (4) 和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年和歌山県条例第38号。第6 号において「個人情報保護法施行条例」という。)第5条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
 - (5) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第2項に規定する事項につい

て、調査審議し、及び知事に建議すること。

- (6) 個人情報保護法施行条例第5条に規定する県の機関(第9条及び第10条において「県の機関」という。)、議会及び県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第9条及び第10条において同じ。)に対して、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて、意見を述べること。
- (7) 和歌山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和4年和歌山県条例第70号。次号及び第9条において「議会個人情報保護条例」という。)第45条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (8) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員 が、その職務を代理する。

(専門委員)

- 第6条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、専門の学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから知事が任命 する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものと

する。

(守秘義務)

第7条 委員及び専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(部会)

第8条 審議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

第3章 審議会の調査審議の手続

(定義)

- 第9条 この章において「諮問実施機関」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 情報公開条例第20条第2項に規定する諮問実施機関
 - (2) 個人情報保護法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により 諮問をした県の機関及び県が設立した地方独立行政法人
 - (3) 議会個人情報保護条例第45条第1項の規定による諮問をした議長
- 2 この章において「公文書」とは、情報公開条例第12条第1項に規定する開示決定等に係 る公文書(情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。)をいう。
- 3 この章において「保有個人情報」とは、個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報(個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。)をいう。

(審議会の調査権限)

- 第10条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。
- 2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類 又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求 人、参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は

諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。) に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 審議会は、第2条第2号、第4号から第6号まで又は第8号の規定による調査審議を行う場合において必要があると認めるときは、その調査審議に関係のある県の機関、議会及び県が設立した地方独立行政法人の職員その他の者に対し、出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(意見の陳述)

- 第11条 審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で 意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認め るときは、この限りでない。
- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人 とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第12条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員等による調査手続)

第13条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員又は専門委員に、第10条第1項の規定により提示された公文書又は保有個人情報について閲覧(当該公文書がフィルム若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)である場合又は当該保有個人情報がフィルム若しくは電磁的記録に記録されたものである場合にあっては、これに準ずる行為を含む。)をさせ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第11条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第14条 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧又は 写しの交付(当該意見書又は資料がフィルム又は電磁的記録である場合にあっては、これ に準ずる行為として知事が規則で定める行為を含む。)を求めることができる。この場合 において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理 由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

- 2 審議会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による写しの交付をしようとするときは、当該閲覧又は写しの交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 審議会は、第1項の規定による閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定する ことができる。

(調査審議手続の非公開)

第15条 審議会の行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(答申書の送付等)

第16条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加 人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第4章 雜則

(規則への委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

(罰則)

第18条 第7条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の設置等に関する条例の一部改正)

2 附属機関の設置等に関する条例(昭和28年和歌山県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(附属機関の設置)	(附属機関の設置)
第2条 知事の附属機関として、次の表の右欄に握	第2条 知事の附属機関として、次の表の右欄に掲
げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に	げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄
掲げる機関を置く。	に掲げる機関を置く。
附属機関の名称 担任する事務	附属機関の名称 担任する事務
和歌山県知事直 略	和歌山県知事直 略
轄組織所管公募	轄組織所管公募
型プロポーザル	型プロポーザル
方式等事業者選	方式等事業者選
定委員会	定委員会
	和歌山県情報公 県の情報公開制度について
	開制度審議会の重要事項の調査審議に関
	する事務
略	略
2 略	2 略

(和歌山県情報公開条例の一部改正)

3 和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条例第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改 正する。

第1章 略 第2章 略

第1節 略

第2節 審査請求

第1款 略

第2款 削除

第3章 略

第4章 雑則 (第39条—<u>第41条</u>)

附則

第2章 略

第2節 <u>審査請求</u> 第1款 略

(<u>審議会</u>への諮問)

第20条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、 当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、和歌山県情報公開・個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

(1)・(2) 略

2 略

第2款 削除

第23条から第34条まで 削除

改正前

目次 前文

加久 第1章 略

第2章 略

第1節 略

第2節 審査請求等

第1款 略

<u>第2款</u> 和歌山県情報公開審査会(第 23条—第34条)

第3章 略

第4章 雑則 (第39条—<u>第42条</u>)

附則

第2章 略

第2節 審査請求等

第1款 略

(<u>審査会</u>への諮問)

第20条 開示決定等又は開示請求に係る不 作為について審査請求があったときは、 当該審査請求に対する裁決をすべき実施 機関は、次の各号のいずれかに該当する 場合を除き、<u>和歌山県情報公開審査会</u>に 諮問しなければならない。

(1) • (2) 略

2 略

第2款 和歌山県情報公開審査会(設置)

第23条 第20条第1項の規定による諮問に 応じ審査請求について調査審議するた め、和歌山県情報公開審査会(以下「審 査会」という。)を置く。

(組織)

第24条 審査会は、委員5人以内で組織する。

<u>る。</u> 2 <u>委員は、非常勤とする。</u> (委員)

第25条 委員は、優れた識見を有する者の

- うちから、知事が任命する。2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 知事は、委員が心身の故障のため職務の 執行ができないと認めるとき、又は委員 に職務上の義務違反その他委員たるに適 しない非行があると認めるときは、その

- 委員を罷免することができる。
- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を 漏らしてはならない。その職を退いた後 も同様とする。
- 6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。 (会長)
- 第26条 審査会に、会長を置き、委員の互 選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめそ の指名する委員が、その職務を代理する。 (審査会の調査権限)
- 第27条 審査会は、必要があると認めると きは、諮問実施機関に対し、審査請求に 係る公文書の提示を求めることができ る。この場合においては、何人も、審査 会に対し、その提示された公文書の開示 を求めることができない。
- 2 <u>諮問実施機関は、審査会から前項の規定</u> による求めがあったときは、これを拒ん ではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、 諮問実施機関に対し、審査請求に係る公 文書に記録されている情報の内容を審査 会の指定する方法により分類又は整理し た資料を作成し、審査会に提出するよう 求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。 (意見の陳述)
- 第28条 審査会は、審査請求人等から申立 てがあったときは、当該審査請求人等に 口頭で意見を述べる機会を与えなければ ならない。ただし、審査会が、その必要 がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 前項本文の場合においては、審査請求人 又は参加人は、審査会の許可を得て、補 佐人とともに出頭することができる。 (意見書等の提出)
- 第29条 審査請求人等は、審査会に対し、

意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を 提出すべき相当の期間を定めたときは、 その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第30条 審査会は、必要があると認めると きは、その指名する委員に、第27条第1項 の規定により提示された公文書について 閲覧(当該公文書がフィルム又は電磁的 記録である場合にあっては、これに準ず る行為を含む。)をさせ、同条第4項の規 定による調査をさせ、又は第28条第1項本 文の規定による審査請求人等の意見の陳 述を聴かせることができる。 (提出資料の閲覧等)

第31条 審査請求人等は、審査会に対し、 審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付(当該資料がフィルム 又は電磁的記録である場合にあっては、 これに準ずる行為として知事が規則で定める行為を含む。以下この条において「閲覧等」という。)を求めることができる。 この場合において、審査会は、第三者の 利益を害するおそれがあると認めるとき その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第32条 審査会の行う調査審議の手続は、 公開しない。

(答申書の送付等)

第33条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。 (規則への委任)

第34条 この款に定めるもののほか、審査 会の組織及び運営に関し必要な事項は、 知事が規則で定める。

第4章 略

第39条~第41条 略 <u>(罰則)</u>

第42条第25条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第4章 略 第39条~第41条 略 (住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例の一部改正)

4 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例(平成14年和歌山県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) 第30条の40第1項に規定する審議会は、<u>和歌</u> 山県情報公開・個人情報保護審議会設置条 例(令和2年和歌山県条例第60号)第2条に より設置された和歌山県情報公開・個人情 報保護審議会とする。

改正前

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) 第30条の40第1項に規定する審議会は、<u>和歌</u> 山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県 条例第66号)第46条により設置された<u>和歌</u> 山県個人情報保護審議会とする。 (和歌山県個人情報保護条例の一部改正)

5 和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

目次

第1章~第3章の2 略

第4章 削除

第5章 略

第6章 罰則 (第62—<u>第65条</u>)

附則

第2章 略

第1節 略

(個人情報の収集の制限等)

第6条 略

2 実施機関は、個人情報を収集するとき は、本人から収集しなければならない。 ただし、次の各号のいずれかに該当する ときは、この限りでない。

(1)~(5) 略

- (6) 前各号に掲げる場合のほか、和歌山 <u>県情報公開・個人情報保護審議会</u>の意 見を聴いた上で、本人から個人情報を 収集したのでは個人情報取扱事務の目 的の達成に支障が生じ、又は個人情報 取扱事務の円滑な実施を困難にするお それがあると実施機関が認めるときそ の他本人以外のものから収集すること に相当の理由があると実施機関が認め るとき。
- 3 実施機関は、個人情報を本人から直接収 集するときは、次に掲げる場合を除き、 あらかじめ、本人に対し、その個人情報 取扱事務の目的を明示しなければならな V.

(1)~(4) 略

- (5) 前各号に掲げる場合のほか、和歌山 県情報公開・個人情報保護審議会の意 見を聴いた上で、個人情報取扱事務の 目的を明示しないことにつき相当の理 由があると実施機関が認めるとき。
- 4 実施機関は、要配慮個人情報を収集して はならない。ただし、次の各号のいずれ かに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 略
 - (2) 和歌山県情報公開·個人情報保護審 <u>議会</u>の意見を聴いた上で、個人情報取 扱事務の目的を達成するために必要で あり、かつ、欠くことができないと実 施機関が認めるとき。

目次

第1章~第3章の2 略

第4章 和歌山県個人情報保護審議会(第 <u>46条—第58条)</u>

改正前

第5章 略

第6章 罰則 (第62条—<u>第66条</u>)

附則

第2章 略

第1節 略

(個人情報の収集の制限等)

第6条 略

2 実施機関は、個人情報を収集するとき は、本人から収集しなければならない。 ただし、次の各号のいずれかに該当する ときは、この限りでない。

(1)~(5) 略

- (6) 前各号に掲げる場合のほか、和歌山 県個人情報保護審議会の意見を聴いた 上で、本人から個人情報を収集したの では個人情報取扱事務の目的の達成に 支障が生じ、又は個人情報取扱事務の 円滑な実施を困難にするおそれがある と実施機関が認めるときその他本人以 外のものから収集することに相当の理 由があると実施機関が認めるとき。
- 3 実施機関は、個人情報を本人から直接収 集するときは、次に掲げる場合を除き、 あらかじめ、本人に対し、その個人情報 取扱事務の目的を明示しなければならな V.

(1)~(4) 略

- (5) 前各号に掲げる場合のほか、和歌山 県個人情報保護審議会の意見を聴いた 上で、個人情報取扱事務の目的を明示 しないことにつき相当の理由があると 実施機関が認めるとき。
- 4 実施機関は、要配慮個人情報を収集して はならない。ただし、次の各号のいずれ かに該当するときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 和歌山県個人情報保護審議会の意 見を聴いた上で、個人情報取扱事務の 目的を達成するために必要であり、か つ、欠くことができないと実施機関が 認めるとき。

略

(利用及び提供の制限)

- 第12条 実施機関は、個人情報取扱事務の 目的以外の目的のために保有個人情報 (保有特定個人情報を除く。第13条及び 第26条第1項において同じ。)を当該実施 機関の内部で利用し、又は当該実施機関 以外のものに提供してはならない。ただ し、次の各号のいずれかに該当するとき は、この限りでない。
 - (1)~(6) 略
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、和歌山 <u>県情報公開・個人情報保護審議会</u>の意 見を聴いた上で、公益上の必要その他 相当の理由があると実施機関が認める とき。

(オンライン結合による提供の制限)

第14条 略

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のい ずれかに該当する場合には、実施機関は、 オンライン結合により保有個人情報を提 供することができる。
 - (1) (2) 略
 - (3) 和歌山県情報公開・個人情報保護審 議会の意見を聴いた上で、公益上の必 要その他相当の理由があり、かつ、個 人の権利利益が侵害されないよう必要 な措置が講じられていると認められる とき。

第4節 略

(審議会への諮問)

第40条 開示決定等、訂正決定等若しくは 利用停止決定等又は開示請求、訂正請求 若しくは利用停止請求に係る不作為につ いて審査請求があったときは、当該審査 請求に対する裁決をすべき実施機関は、 次の各号のいずれかに該当する場合を除 き、和歌山県情報公開・個人情報保護審 議会に諮問しなければならない。

(1)~(4) 略

第3章の2 略

(実施機関非識別加工情報の作成及び提

第45条の2 実施機関は、この章の規定に従 い、実施機関非識別加工情報(実施機関 非識別加工情報ファイルを構成するもの に限る。以下<u>この章</u>において同じ。)を作 成し、及び提供することができる。

略

(利用及び提供の制限)

第12条 実施機関は、個人情報取扱事務の 目的以外の目的のために保有個人情報 (保有特定個人情報を除く。第13条及び 第26条第1項において同じ。)を当該実施 機関の内部で利用し、又は当該実施機関 以外のものに提供してはならない。ただ し、次の各号のいずれかに該当するとき は、この限りでない。

(1)~(6) 略

(7) 前各号に掲げる場合のほか、和歌山 <u>県個人情報保護審議会</u>の意見を聴いた 上で、公益上の必要その他相当の理由 があると実施機関が認めるとき。

(オンライン結合による提供の制限)

第14条 略

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のい ずれかに該当する場合には、実施機関は、 オンライン結合により保有個人情報を提 供することができる。
 - (1) (2) 略
 - (3) <u>和歌山県個人情報保護審議会</u>の意 見を聴いた上で、公益上の必要その他 相当の理由があり、かつ、個人の権利 利益が侵害されないよう必要な措置が 講じられていると認められるとき。

第4節 略

(審議会への諮問)

- 第40条 開示決定等、訂正決定等若しくは 利用停止決定等又は開示請求、訂正請求 若しくは利用停止請求に係る不作為につ いて審査請求があったときは、当該審査 請求に対する裁決をすべき実施機関は、 次の各号のいずれかに該当する場合を除 き、和歌山県個人情報保護審議会に諮問 しなければならない。
 - (1)~(4) 略

2 略

第3章の2 略

(実施機関非識別加工情報の作成及び提

第45条の2 実施機関は、この章の規定に従 い、実施機関非識別加工情報(実施機関 非識別加工情報ファイルを構成するもの に限る。以下<u>この章及び第47条第5号</u>にお いて同じ。)を作成し、及び提供すること 2・3 略

(実施機関非識別加工情報の作成等) 第45条の10 略

- 2 実施機関は、前項の基準を定め、又は変 更しようとするときは、<u>和歌山県情報公</u> <u>開・個人情報保護審議会</u>の意見を聴かな ければならない。
- 3 11

(安全確保の措置)

第45条の15 略

- 2 実施機関は、前項の基準を定め、又は変 更しようとするときは、<u>和歌山県情報公</u> <u>開・個人情報保護審議会</u>の意見を聴かな ければならない。
- 3 略

第4章 削除

第46条から第58条まで 削除

ができる。

2・3 略

(実施機関非識別加工情報の作成等) 第45条の10 略

- 2 実施機関は、前項の基準を定め、又は変 更しようとするときは、<u>和歌山県個人情</u> <u>報保護審議会</u>の意見を聴かなければなら ない。
- 3 略

(安全確保の措置)

第45条の15 略

- 2 実施機関は、前項の基準を定め、又は変 更しようとするときは、<u>和歌山県個人情</u> <u>報保護審議会</u>の意見を聴かなければなら ない。
- 3 略

第4章 和歌山県個人情報保護審議会(設置等)

第46条 個人情報の保護に関する重要事項 について調査審議するため、和歌山県個 人情報保護審議会(以下「審議会」とい う。)を置く。

(所掌事務)

- 第47条 審議会は、次に掲げる事務を行う。
- (1) 第6条第2項第6号、第3項第5号若し くは第4項第2号、第12条第7号、第14条 第2項第3号、第45条の10第2項又は第45 条の15第2項の規定により実施機関に 対して意見を述べること。
- (2) 第40条第1項の規定による諮問に応 じ審査請求について調査審議するこ と。
- (3) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81 号)第30条の40第2項に規定する事項に ついて、調査審議し、及び知事に建議 すること。
- (4) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて、実施機関に対して意見を述べること。
- (5) 実施機関非識別加工情報の取扱い について、調査審議し、実施機関に建 議すること。
- (6) その他個人情報の保護に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、及び建議すること。 (組織)

第48条 審議会は、委員5人以内で組織す

る。

- 2 <u>委員は、非常勤とする。</u> (委員)
- <u>第49条</u> <u>委員は、優れた識見を有する者の</u> <u>うちから、知事が任命する。</u>
- 2 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u>
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 知事は、委員が心身の故障のため職務の 執行ができないと認めるとき、又は委員 に職務上の義務違反その他委員たるに適 しない非行があると認めるときは、その 委員を罷免することができる。
- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を 漏らしてはならない。その職を退いた後 も同様とする。
- 6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。 (会長)
- 第50条 審議会に、会長を置き、委員の互 選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめそ の指名する委員が、その職務を代理する。 (審議会の調査権限)
- 第51条 審議会は、必要があると認めると きは、諮問実施機関に対し、審査請求に 係る保有個人情報の提示を求めることが できる。この場合においては、何人も、 審議会に対し、その提示された保有個人 情報の開示を求めることができない。
- 2 <u>諮問実施機関は、審議会から前項の規定</u> による求めがあったときは、これを拒ん ではならない。
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、 諮問実施機関に対し、審査請求に係る保 有個人情報に含まれている情報の内容を 審議会の指定する方法により分類又は整 理した資料を作成し、審議会に提出する よう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、

- 又は鑑定を求めることその他必要な調査 をすることができる。
- 5 審議会は、第47条第1号又は第3号から第6号までに規定する事務を行う場合において必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他関係者に対し、出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。(意見の陳述)
- 第52条 審議会は、審査請求人等から申立 てがあったときは、当該審査請求人等に 口頭で意見を述べる機会を与えなければ ならない。ただし、審議会が、その必要 がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 前項本文の場合においては、審査請求人 又は参加人は、審議会の許可を得て、補 佐人とともに出頭することができる。 (意見書等の提出)
- 第53条 審査請求人等は、審議会に対し、 意見書又は資料を提出することができ る。ただし、審議会が意見書又は資料を 提出すべき相当の期間を定めたときは、 その期間内にこれを提出しなければなら ない。

(委員による調査手続)

- 第54条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第51条第1項の規定により提示された保有個人情報について閲覧(当該保有個人情報がフィルム又は電磁的記録に記録されているものである場合にあっては、これに準ずる行為を含む。)をさせ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第52条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。 (提出資料の閲覧等)
- 第55条 審査請求人等は、審議会に対し、 審議会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付(当該資料がフィルム 又は電磁的記録である場合にあっては、 これに準ずる行為として知事が規則で定める行為を含む。以下この条において「閲覧等」という。)を求めることができる。 この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を担じたとという。
- 2 審議会は、前項の規定による閲覧等につ

いて、日時及び場所を指定することがで <u>きる。</u> (調査審議手続の非公開) 第56条 第40条第1項の規定による諮問に 応じ審査請求について行う審議会の調査 審議の手続は、公開しない。 (答申書の送付等) 第57条 審議会は、第40条第1項の規定によ る諮問に対する答申をしたときは、答申 書の写しを審査請求人及び参加人に送付 するとともに、答申の内容を公表するも のとする。 (規則への委任) 第58条 この章に定めるもののほか、審議 会の組織及び運営に関し必要な事項は、 <u>知事が規則で定める。</u> 第6章 略 第6章 略 第62条~第64条 略 第62条~第64条 略 第65条 第49条第5項の規定に違反して、第 40条第1項の規定による諮問又は住民基 本台帳法第30条の24、第30条の36若しく は第30条の38第5項の規定に関し知事が 行う諮問に応じて行う審議会の調査審議 において知ることができた秘密を漏らし た者は、1年以下の懲役又は50万円以下の 罰金に処する。 <u>第65条</u> 略 <u>第66条</u> 略

(情報公開審査会及び個人情報保護審議会の廃止並びに審議会の設置に伴う経過措置)

- 6 この条例の施行前に附則第3項の規定による改正前の和歌山県情報公開条例第23条に規定する和歌山県情報公開審査会(以下「情報公開審査会」という。)又は前項の規定による改正前の和歌山県個人情報保護条例第46条に規定する和歌山県個人情報保護審議会(以下「個人情報保護審議会」という。)にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、審議会にされた諮問とみなし、当該諮問について情報公開審査会又は個人情報保護審議会がした調査審議の手続は、審議会がした調査審議の手続とみなす。
- 7 情報公開審査会又は個人情報保護審議会の委員であった者に係るその職務に関して知 り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例 による。
- 8 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる 場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の 例による。
- 9 この条例の施行の日の前日において情報公開審査会の委員である者の任期は、附則第3 項の規定による改正前の和歌山県情報公開条例第25条第2項の規定にかかわらず、その 日に満了する。

附 則(令和5年3月14日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4 年和歌山県条例第38号)附則 第4 項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例附則第2 項の規定による廃 止前の和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号。以下この項において 「旧条例」という。)第16条第1項若しくは第2項、第28条第1項若しくは第2項又は第 34条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例第40条第1項に 規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若し くは利用停止請求に係る不作為について審査請求があった場合の同項の規定による諮問 に係る調査審議については、なお従前の例による。